

社会福祉法人府中市社会福祉協議会

児童・生徒のボランティア活動普及事業協力校活動費助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ボランティア活動の推進や福祉教育に取り組む府中市内の小学校、中学校及び高等学校（以下「協力校」という。）に対し、社会福祉法人府中市社会福祉協議会がその活動費の一部を助成することについて、必要な事項を定める。

(助成の対象事業)

第2条 協力校が実施する事業のうち、児童及び生徒の社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕及び社会連帯の精神を養うとともに、児童や生徒を通じて家庭及び地域社会への啓発を図ることを目的に実施する事業を対象とする。

(助成の対象活動)

第3条 助成の対象活動は、次の各号に掲げる活動とする。ただし、他の関係機関及び団体等から物資等の提供や支援を受けることができる場合は、助成の対象としない。

- (1) 広報・啓発活動
- (2) 調査・研究活動
- (3) 社会福祉関係事業への参加
- (4) 体験学習を目的とした実践活動
- (5) その他、会長が趣旨の達成のために必要と認める実践活動

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1校につき6万円を上限とし、予算の範囲内で会長が必要と認める額とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成を受けようとする協力校は、活動費助成の申請について（様式1）により会長に申請しなければならない。

(申請内容の変更)

第6条 前条の申請内容の変更については、活動費申請内容変更届（様式2）を速やかに提出しなければならない。

(助成金の交付決定等)

第7条 会長は、第5条及び第6条の申請があったときは審査のうえ助成金の額を決定し、事業協力校の指定及び活動費の助成について（様式3）により通知する。

2 会長は、助成金を交付するにあたり、助成の趣旨を達成するために必要な条件を付することができる。

(実績報告等)

第8条 助成を受けた協力校は、助成に係る事業終了後、速やかにその実績を、次の各号に掲げる書類により会長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告について（様式4-1、様式4-2）
- (2) 事業清算書（様式4-3）

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。